

「地方からの提案等に関する対応方針」に係る都の対応

No.	地方からの提案内容等			移譲される事務・権限又は義務付け・枠付けが見直された事務等				法改正等に伴う都の対応				都の対応不要の理由	
	提案事項	提案（求める措置）の 具体的内容	提案（求める措置）の理由、必要性等	府省名	法律等 *改正内容	関係省令等 (公布日)	施行期日	担当局等	法施行に伴う 都の対応の有無	改正等の対象	内容		施行月
【A】平成26年対応方針による移譲事務・権限													
【a】第5次地方分権一括法による措置<国から都道府県への移譲>													
1	麻薬小売業者間譲渡許可権限の都道府県への移譲	麻薬小売業者間譲渡許可権限を都道府県に移譲する	【具体的な支障事例】 麻薬小売業者(薬局)は、麻薬処方せんを所持する者以外の者に麻薬を譲り渡すことはできないが、厚生労働大臣の許可を受ければ一定の条件の下、麻薬小売業者間で譲渡できることとなっている。麻薬小売業者間譲渡許可の実際の事務は地方厚生局麻薬取締部が行っている。 一方、麻薬小売業者の免許は都道府県知事の権限であり、通常の監視指導は都道府県が行っている。 小売業者にとっては、緩和ケアの推進等で利用が増えている麻薬を有効利用するため、小売業者間譲渡許可を取得し、業者間で麻薬の譲渡を行いたい、許可申請などの手続きを県外にある厚生局にしなければいけないため、時間がかかるなど不都合な状況にある。 また、都道府県にとっては許可情報が事後に厚生局から送られるため、許可の事実を把握できず、監視指導の時期が合わない場合がある。	厚生労働省	麻薬及び向精神薬取締法 *麻薬小売業者間での麻薬の譲渡しの許可に関する事務・権限を都道府県に移譲	麻薬及び向精神薬取締法施行規則(H28.2.8)	H28.4.1	福祉保健局	有	審査基準・指導基準・事務取扱要領	麻薬小売業者間譲渡に関する項目を追加	H28.4	—
2	農地制度のあり方について	農地の確保に資する国・地方の施策の充実 農地の総量確保の目標管理 農地転用許可制度・農用地区域設定制度の見直し	〔基本的認識と改革の方向性〕 ○真に守るべき農地を確保する必要性は国・地方共通の認識 ○地方が主体となり、農地を確保しつつ、都市・農村を通じた総合的なまちづくりを推進 一 国、都道府県、市町村が責任を共有し、実効性ある農地の総量確保の仕組みを構築するとともに、個別の農地転用許可等は、市町村が担うべき 〔見直しの方向性〕 ○農地転用許可制度等(ミクロ管理)の見直し ・農地転用許可等について、大臣許可・協議を廃止し、土地利用行政を総合的に担っていく観点から市町村に移譲 ・その際、必要に応じて転用基準の更なる明確化等 ・市町村農業委員会選任委員の学識経験者の比率を高めることを可能とする ・都道府県農業会議への意見聴取は、一律の義務付けを廃止(地域の実情を踏まえ、必要に応じて聴取)	農林水産省	農地法 *農地転用許可(2~4ha→一協議廃止、4ha超→一協議を付して都道府県に移譲)	農地法施行令(H28.4.1) 農地法施行規則(H28.4.1)	H28.4.1	産業労働局	有	東京都支庁長専決規程 農地法施行細則	農林水産大臣への書類送付関係文言の削除 農地法施行令に規定する根拠条文の削除に伴う改正等	H28.4	—
3	農地制度のあり方について	農地の確保に資する国・地方の施策の充実 農地の総量確保の目標管理 農地転用許可制度・農用地区域設定制度の見直し	〔基本的認識と改革の方向性〕 ○真に守るべき農地を確保する必要性は国・地方共通の認識 ○地方が主体となり、農地を確保しつつ、都市・農村を通じた総合的なまちづくりを推進 一 国、都道府県、市町村が責任を共有し、実効性ある農地の総量確保の仕組みを構築するとともに、個別の農地転用許可等は、市町村が担うべき 〔見直しの方向性〕 ○農地の総量確保(マクロ管理)の仕組みを充実 ・市町村が主体的に設定した目標の積上げを基本とし、国、都道府県、市町村が議論を尽くした上で国の総量確保目標を設定(国と地方の議論が実質的に機能する枠組みを設置)(地域の実情により、必要に応じて、都道府県は広域的な調整を実施) ・地方では新たに市町村計画において確保すべき農用地等の面積目標を明記(現行は、面積目標の設定は国・都道府県のみ) 耕作放棄地の発生抑制・再生など施策効果ごとに目標設定 目標管理に係る実行計画の実施状況等を第三者機関が事後評価	農林水産省	農業振興地域の整備に関する法律 *農地の総量確保のための仕組みの充実 ①農用地の確保について、都道府県の目標面積の設定基準案及び国の目標面積案について、都道府県知事の意見を聴取 ②都道府県知事は、国の面積目標案及び都道府県の目標面積の設定基準案について、市町村長の意見を聴取 ③農林水産大臣は、都道府県知事、市町村長の代表者と協議する場を設定	農業振興地域の整備に関する法律施行令(H28.4.1)	<第3条の2> H26.6.26 <上記以外> H28.4.1	産業労働局	無	—	—	—	都において改正が必要になる条例等がないため
4	地方分権改革推進委員会の勧告による	—	—	経済産業省	中小企業等経営強化法 *個人が一定の要件を満たした企業の新規発行株式の取得に対する税制優遇制度(エンジェル税制)に関する確認事務の権限の都道府県への移譲	中小企業等経営強化法施行令(H28.6.30)	H28.7.1	産業労働局	無	—	—	—	都において改正が必要になる条例等がないため
5	地方分権改革推進委員会の勧告による	—	—	経済産業省	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律 租税特別措置法 *事業承継の支援措置に係る認定等の事務・権限について、都道府県へ移譲	<政令> 租税特別措置法施行令(H29.3.31) 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行令(H29.2.3) <省令> 租税特別措置法施行規則(H29.3.31) 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則(H29.3.31)	H29.4.1	産業労働局	有	経営承継円滑化法に基づく事業承継税制の認定等事務処理要領	法、租税法、施行令、施行規則に基づく事業承継税制に係る認定業務等に関する事務について必要な事項を制定	H29.4	—
6	地方分権改革推進委員会の勧告による	—	—	農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省	特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律 *特定特殊自動車の使用者に対する技術基準適合命令等の都道府県への権限移譲	特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(28.11.11)	H29.4.1	環境局	有	特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律に基づく使用者への立入検査実施要領	『「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」による「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」等の改正について(通知)」に基づき、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」に基づく使用者への立入検査実施要領の制定について」を参考に制定	H29.4	—
【b】第5次地方分権一括法による措置<都道府県から保健所設置市及び特別区への移譲>													
1	地方分権改革推進委員会の勧告による	—	—	厚生労働省	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 *高度管理医療機器等営業所管理者の兼務許可の保健所設置市及び特別区への権限移譲	—	H28.4.1	福祉保健局	有	特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例	兼務許可に関する項目を削除	H28.4	—

「地方からの提案等に関する対応方針」に係る都の対応

No.	地方からの提案内容等			移譲される事務・権限又は義務付け・枠付けが見直された事務等				法改正等に伴う都の対応					都の対応不要の理由
	提案事項	提案（求める措置）の具体的内容	提案（求める措置）の理由、必要性等	府省名	法律等 *改正内容	関係省令等 (公布日)	施行期日	担当局等	法施行に伴う 都の対応の有無	改正等の対象	内容	施行月	
【c】個別法による措置													
	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲	「空飛ぶ補助金」のうち環境保全型農業直接支援交付金について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	【制度改正の必要性等】 国が都道府県を介さず市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。 特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。 【地方移管を求める理由】 県で交付金を受け入れ、生産者への支払いを一括することで、事務処理の効率化を図ることができる。	農林水産省	環境保全型農業直接支払交付金(農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律) *環境保全型農業直接支払交付金について、都道府県等を経由し農業者団体等に交付する仕組みに見直し	-	H27.4.1	産業労働局	有	東京都環境保全型農業直接支払交付金交付要綱	交付対象、申請手続きの変更	H28.9	-
【d】個別法による措置（都道府県から特別区への移譲）													
	児童相談所の設置権限の移譲	特別区において迅速かつ漏れのない児童相談支援を実施するため、東京都が有する児童相談所の設置権限を特別区に移譲するとともに、児童相談所設置市の事務を併せて移譲し、総合的な児童相談支援体制を構築する。	特別区は、児童虐待その他の児童家庭相談の一時的窓口として、「先駆型子供家庭支援センター」を中心に相談体制を強化しており、区への虐待通告件数や相談件数は年々増加している。児童虐待の未然防止、重篤化予防のための様々な事業を実施するほか、要保護児童対策地域協議会の運営により、関係機関、地域との連携強化を行い、着実に対応を進めている。しかし、緊急性や危険性の高い事案については区の権限では対応できず、児童相談所に一時保護や専門的な対応を委ねることとなっている。虐待通告受理から支援終了まで一連の対応を同機関で切れ目なく行うことは、児童の安全確保だけでなく、虐待の再発防止、継続的な保護者指導・支援が可能となるが、二つの機関が存在することにより、認識に温度差が生じ、迅速な対応や子どもの状況に応じたきめ細かな対応が取れないことがある。 また、今般、死亡事例が報告されている「居住実態が把握できない児童」についても、虐待発生ハイリスクと捉え、区でもその把握と支援を積極的に実施しているが、全国の児童相談所が所有するOAシステム等を持たず、立入調査権もない区においては調査にも限界がある。 このような現状を改善するためにも、区民に最も身近な行政機関である区に児童相談所を移管し、学校や保健センターなどの関係機関や地域との連携を密にしなが、相談から支援、指導、養護まで実施していく必要がある。	厚生労働省	児童福祉法 *特別区においても個別に政令の指定を受けることで児童相談所の設置が可能	-	H29.4.1	福祉保健局	無	-	-	-	都において改正が必要になる条例等がないため
【e】政令による措置（国から希望する都道府県への移譲）													
	水道事業等に関する認可等の権限移譲	水道事業等(計画給水人口5万人超の特定水源水道事業並びに1日最大給水量が2万5千立方メートルを超える水道用供給事業)に関する認可等の権限を、都道府県に移譲する。	【改正の必要性】 都道府県域で完結する水道事業の認可・指導監督については、事業の規模等により監督官庁を分離することは非効率である。 なお、水利調整の要否が、移譲するか否かの判断基準のひとつとされているが、計画給水人口5万人以下の水道事業においても水利調整を要するものは存在している。 また、厚生労働省の新水道ビジョン(H25.3策定)では、都道府県は圏域の水道事業者間の調整役としての役割を果たすことが求められている。 【移譲による効果】 国の認可審査期間は都道府県(本県では水道事業の認可等の標準処理期間は21日)に比して長期であり、指導監督の密度は都道府県に比して小さいことから、衛生対策の迅速化による水道水の安全性確保や将来にわたる安定供給のための方策等について地域の実情に応じたきめ細やかな指導・監督が可能となるよう権限移譲を求める。	厚生労働省	水道法 *水道事業等に係る認可などの権限を一定の条件を満たし大臣の指定を受けた都道府県に限り移譲する	水道法施行令(H28.3.31)	H28.4.1	福祉保健局	無	-	-	-	移譲の条件を満たさないため。
【B】平成26年対応方針による義務付け・枠付けの見直し													
【a】第5次地方分権一括法による措置													
	1 精神医療審査会委員の任期を定める規定の緩和	精神医療審査会委員任期について、現在は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律により2年とされているが、地域の実情に応じて柔軟に対応できるよう、規定を緩和する。	【支障事例】 精神医療審査会委員の任期については、精神保健福祉法第13条第2項により、2年と定められている。しかしながら、委員には専門的な知識や経験が必要であるため、再委嘱しているのが現状である。 【制度改正の必要性】 このことから、委員の任期については全国一律に2年とするのではなく、地域の実情に応じて柔軟に対応することが必要と考える。	厚生労働省	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 *精神医療審査会委員の任期について、法令上は2年とした上で、2年を超えて3年以下の期間で上限として条例で定められる	-	H28.4.1	福祉保健局	無	-	-	-	法律で定められた任期を超えての長期の委員委嘱は、適正な審査実施にとって望ましくないと考えるため
	2 麻薬取扱者の免許の期限延長	麻薬取扱者の免許の有効期間について、免許の目的の属する年の翌年の12月31日までとなっている規定を、5年後の12月31日までとすること。(最長6年の有効期間とする。)	【支障・制度改正の必要性】 麻薬免許証の最長有効期間は、麻薬及び向精神薬取締法第5条に基づき、最長2年間(免許の日からその日の属する年の翌年の12月31日まで)となっている。免許については、本県で年間1500〜2000件程度の申請があるが、その大半の申請が12月に集中するため、その事務処理に苦慮している。免許の期限が延長されれば、免許申請が分散することにより、事務処理が円滑に進行すると考えられる。	厚生労働省	麻薬及び向精神薬取締法 *麻薬取扱者免許の有効期間を最長2年から最長3年に延長	-	H28.4.1	福祉保健局	有	事務取扱要領	・有効期間:「翌年の12月31日まで」→「翌々年の12月31日まで」に改正 ・免許番号のつけ方のルール変更	H28.4	-
	3 保育所型認定こども園に規定されている認定の有効期間の廃止	保育所型認定こども園のみ規定されている認定の有効期間を廃止すること。	【支障事例】 有効期間を設定することにより、5年後の事業継続が確保されないため事業の安定的運営が難しい、また保護者も「途中退所を求められるかもしれない」と不安に思うなどの支障がある。 【改正による効果】 保育所型のみ期限(5年を超えない範囲内)を定め認定することとされている規定を廃止し、更新手続き等の事務負担及び都道府県における更新管理業務の軽減を図る。	文部科学省 厚生労働省	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 *保育所型認定こども園に係る認定の有効期間の規定を廃止	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則の一部を改正する命令(H27.6.26)	H27.6.26	福祉保健局	有	①就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則 ②特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例 ③市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例 ④特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき特別区が処理する事務の範囲等を定める規則 ⑤市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲等を定める規則	保育所型認定こども園に係る認定の有効期間の廃止に伴う規定整備	H28.4	-
	4 農林業等活性化基盤整備計画の作成・変更する場合の都道府県知事への協議・同意の廃止	市町村が特定農山村法に基づき農林業等活性化基盤整備計画を作成・変更する場合の都道府県知事への協議・同意を廃止する。	【制度改正の必要性】 農林業等活性化基盤整備計画の作成・変更にあたっては都道府県知事の同意が必要な事項は、農林業等活性化基盤整備促進事業の実施に関する事項と計画の一部分であり、本法自体が、市町村が中心となって地域の自主性を生かしつつ農林業その他の事業の振興を図ることを目的としている。 【改正による効果】 市町村の基盤整備計画の策定について迅速化が図られることにより、その後の事業を早期に実施することが可能となる。	総務省 農林水産省 国土交通省	特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律 *農林業等活性化基盤整備計画を作成又は変更する際、農林地所有権移転等促進事業に係る事項以外は都道府県知事の「同意協議」を、同意を要しない「協議」に変更	-	<第4条第8項> H27.6.26 <第8条> H28.4.1	産業労働局	無	-	-	-	都において改正が必要になる条例等がないため

「地方からの提案等に関する対応方針」に係る都の対応

No.	地方からの提案内容等			移譲される事務・権限又は義務付け・枠付けが見直された事務等				法改正等に伴う都の対応					都の対応不要の理由
	提案事項	提案（求める措置）の 具体的内容	提案（求める措置）の理由、必要性等	府省名	法律等 *改正内容	関係省令等 (公布日)	施行期日	担当局等	法施行に伴う 都の対応の有無	改正等の対象	内容	施行月	
5	市(特別区を含む)が 建築主事を設置する 際の都道府県知事同意の 廃止	建築基準法第4条第1項の市以外の市が建築主事を設置する際に必要な都道府県知事の同意を要する協議を、同意を要しない協議とする。あわせて、同法第97条の3の規定を廃止する。	建築・まちづくり行政は地域に身近な市町村が担っている。これまでの義務付け・枠付けの見直しにより、市が都市計画決定の際の都道府県知事の同意は既に廃止されており、都市計画施設内の建築許可事務についても、規模に係わりなく都道府県知事から市長に移譲されている。しかしながら、建築基準法第4条第3項には、いまだに知事同意の規定が残されており、市町村の主体的な取り組みを結果的に阻害している。このため、少なくとも市(特別区を含む)については、同法第4条の2の規定に基づき建築主事を設置する際の知事同意の規定を廃止していただきたい。知事同意の規定の廃止と併せ、同法第97条の3の規定も廃止することで、具体の権限移譲が進捗するものと期待する。	国土交通省	建築基準法 *市町村が建築主事を設置しようとする際の都道府県知事の「同意協議」を、同意を要しない「協議」に変更	—	H27.6.26	都市整備局	有	市町村の建築主事設置に係る知事の同意等に関する要綱	知事の同意基準、通知等に係る項目を削除・改正	H27.7	—
6	建築審査会委員任期 を定める規定の緩和 と緩和	建築審査会委員任期について、現在は建築基準法により2年とされているが、地域の実情に応じて柔軟に対応できるよう、規定を緩和する。	建築審査会の審議に際しては、専門的かつ高度の見識、厳密な理論展開が求められることから、建築関係法令や行政関連に精通した建築や法律等の各分野の専門家の方を任命する必要があるが、人材不足の状況も相まって、適切な委員の確保に苦慮している。また、本市では年間8回程度建築審査会を開催しているが、本市のような建築紛争が頻発起こる都市部に設置されている建築審査会と、地方に設置されている建築審査会とは、建築審査会の開催回数や許可同意件数及び審査請求提起件数など、その内容に大きな違いがある。以上のことから、委員の任期については全国一律に2年とするのではなく、地域の状況を踏まえて柔軟に対応できることが必要と考える。	国土交通省	建築基準法 *建築審査会委員の任期を、国土交通省令を参酌した上で条例で定める	—	H28.4.1	都市整備局	有	東京都建築審査会条例	条例で定めることとされる建築審査会の任期を規定	H28.4	—
7	区域区分に関する都 市計画決定に係る国 の同意協議の廃止	都市計画法に基づき都道府県が区域区分を決定・変更する際の国土交通大臣への同意協議を廃止する。	【過去の検討経緯を踏まえた制度改正の必要性】 当該協議については、「義務付け・枠付けの第4次見直し」の検討の際に、既に上記と同様の理由により地方から国に対して廃止の提案がなされたが、当該提案に対して国は、「国の利害に重大な関係がある都市計画であり、国協議～同意の廃止は困難」であるとの見解を示した。ただし、国において地方の意見を踏まえ、手続きの迅速化のために「義務付け・枠付けの第4次見直し(平成25年7月24日付都市局長通知)」(以下「標準処理期間通知」という。)において、標準処理期間(事前協議60日間、法定協議30日間)を設定していただいていたところである。 これに対し本県としては、「国の利害に重大な関係がある」という国の見解について、具体的などのようなものを想定しているのか不明確であるため、当該見解を理由に廃止しないことについて承服できないこと、当該協議～同意を廃止したとしても、国土形成全国計画を基本とした広域地方計画(国土形成計画法)において今後10年間の国土形成に関する方針が定められているため、これに基づき、都道府県の責任で国土形成上の観点での調整は可能と考えること、さらに、都道府県内部で農政部局との調整を行うため、都市的土地利用と農地保全との調整も可能と考えることから、地域の実情に応じたまちづくりを自らの判断で迅速に進めるために、区域区分に係る国土交通大臣への同意協議を廃止して頂きたい。	農林水産省 国土交通省	都市計画法 *区域区分に関する都市計画決定に係る農林水産大臣協議について、協議の対象となる都市計画を農用地区域等が含まれる場合に限定する	—	H28.4.1	産業労働局 都市整備局	無	—	—	—	都において改正が必要になる条例等がないため
【b】個別法による措置													
1	社会保障・税番号制 度における個人番号 利用事務の拡大	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項別表第一にマイナンバーを活用できる事務が掲げられているが、その別表に記載されていない法律の中にも、番号法別表第一に記載されている法律と同様の手続となるものがあることから、それらの事務も対象とするよう、別表への掲載を求める。	【改正の必要性】 個人番号は、将来的には幅広い行政分野で活用することも念頭に置きつつ、まずは、社会保障制度、税制、災害対策に関する分野において利用することとされており、番号法第9条第1項別表第一で個人番号を利用できる事務が列挙されている。これらの列挙された事務では、例えば、住民票や所得証明など添付書類が提出不要となるが、現状では、別表第一に挙げられていない社会保障等に関する法律で行われている事務で、同様に住民票や所得証明など添付書類を求めている事務がある。例えば、「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(国交省)に係る事務については、番号法別表第一項番19「公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務」と同様の添付書類を申請者に求めることになっている。申請の根拠法の違いから添付書類の要・不要が混同することは住民の混乱を招くため、このような事務について番号制度の対象事務とすることを求める。	内閣府	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(マイナンバー法) *利用範囲に地方公共団体が供給する賃貸住宅の管理に関する事務を追加	—	①H28.1.1 ②H29.5.30	総務局	無	—	—	—	都の公営住宅管理等業務において、マイナンバーを利用していないため
2	社会医療法人の認定 要件緩和	社会医療法人の認定に当たって、複数の県に医療施設を設置している医療法人について、地域の医療提供体制を確保するため、例えば、当該施設の設置エリアが一の「定住自立圏」内にある場合や事業規模が一の県に集中している場合は、一の県に医療施設を設置する医療法人とみなし、一の県のみ医療施設を設置している医療法人と同等の取扱いとすること。	【改正の必要性】 複数の県に医療施設を設置している医療法人が社会医療法人の認定を得る場合において、例えば「定住自立圏」を境を越えて形成している場合又は事業規模(経営規模・人員規模等)が一の県に集中している場合、社会医療法人の認定にあっては一の県に医療施設を設置していることとみなし、一の県のみ医療施設を置く医療法人と同様の取扱いとする。そうすることで、社会医療法人の認定のために、一の県の医療施設を廃止する等の動きを誘発することなく、引き続き医療提供が継続されるため、関係県の地域住民にとってもウインウインの関係構築ができる。(なお、一旦社会医療法人の認定を受ければ、その後、不採算の医療施設を廃止するためには、それまでの税の優遇措置分も返還する必要があるため、医療法人に対し施設廃止の動きに一定のブレーキがかかる。)	厚生労働省	医療法 *社会医療法人の認定要件緩和(二の都道府県、へき地)	—	H28.9.1	福祉保健局	無	—	—	—	都において改正が必要になる条例等がないため
3	農業委員の選挙制度 を廃止し、市町村長に よる選任制度に一元 化	農業委員については、農業者による選挙制度と市町村長による選任制度が併用されているが、後者(市町村長による選任制度)に一元化すること。	【改正による効果】 市町村長による選任制度に一元化することにより、消費者、女性、農業者の創意工夫を引き出すことにも優れた識見を有する者等、幅広い分野からの参画を得ることにより、農業委員会の事務の円滑な遂行を図ることができるとともに、より実務的に機能する者を選任することができる。	農林水産省	農業委員会等に関する法律 *農業委員の選挙・選任制度を見直し、市町村議会の同意を要件とする市町村長の選任委員に一元化	—	H28.4.1	産業労働局	無	—	—	—	都において改正が必要になる条例等がないため
4	地域限定通訳案内士 の育成及び確保にか かる事務の都道府県 への移譲	地域限定通訳案内士の要件等を各都道府県知事が定め、運用することができることとするため、「外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律」について、以下の点を修正する。 第4条 外客来訪促進計画への位置づけを不要へ 第11条 第2項 本法律で定めるのではなく、各都道府県の条例で定める ウ 第13条～第21条 不要(各都道府県条例による)。	【制度改正の必要性】 ここ数年、境港への大型のクルーズ客船の寄港が相次いでいるが、寄港地での通訳ガイド確保のニーズに応えられていない。また、鳥取の特色であるエコツーリズムやスポーツツーリズム等をテーマとした観光の推進を図っているが、当該分野に精通した通訳案内士の有資格者は存在せず、無償で県内観光団体や、ボランティアガイドが対応している状況。このことが、本県の特色あるインパウンドの推進に当たり、ネックになっている。全国的にも、通訳案内士不足、またコスト高が要因で、無資格者が通訳案内業務を行っていることが常態化しているとも聞く。現在、鳥取県を対象とした地域限定通訳案内士制度は存在しない。地域限定通訳案内士制度は、過去に複数の自治体で実施されていたが、試験実施等の事務量の割に受験者が集まらず、制度の休止が相次いでいると聞いており、試験実施のコストが制度運営のネックとなっていると考えられる。また、通訳案内士からのヒアリングによると、試験のレベルが非常に高く、試験の難易度が通訳案内士の不足の一要因。 【期待される効果】 地域限定通訳案内士の人数が大幅に増加し、通訳ガイド不足が緩和されるとともに、地域の観光知識を豊富に有し、一定の外国語能力もある地域の人材を活用し、地域独自の観光形態の推進を図ることができる。	国土交通省	外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律 *地方公共団体実施の研修修了で、当該地方公共団体の指定区域において、通訳ガイドの資格を得る特例制度を創設	—	H27.9.15	産業労働局	有	通訳案内士法関係手数料条例	地域限定特例通訳案内士の登録等に関する手数料に係る規定を設定	H28.12	—

「地方からの提案等に関する対応方針」に係る都の対応

No.	地方からの提案内容等			移譲される事務・権限又は義務付け・枠付けが見直された事務等			法改正等に伴う都の対応					都の対応不要の理由	
	提案事項	提案（求める措置）の具体的内容	提案（求める措置）の理由、必要性等	府省名	法律等 *改正内容	関係省令等 （公布日）	施行期日	担当局等	法施行に伴う 都の対応の有無	改正等の対象	内容		施行月
【c】政令・省令による措置													
	消費者安全法に基づく勧告・命令等の権限移譲	消費者安全法に基づく勧告・命令に係る並行権限の付与及び報告徴収対象の拡大をすること。	【制度改正の必要性】 現在、地方自治体は、報告徴収・立入調査を行うことはできるが、勧告・命令の権限が国に留保されており、消費者の財産被害拡大防止のための迅速な対応の妨げになっている。 例えば、都において調査等を行い消費者庁に措置要求を行った場合、消費者庁で事実関係の確認や当該事案が「すき間事案」に該当するかどうかについて再検証を行うため、時間を要することになり、その間に消費者被害が拡大することが懸念される。 そこで、消費者安全法による国からの権限の委任に基づき、地方自治体が報告徴収・立入調査だけでなく、勧告・命令を行うことができるよう、並行権限を付与していただきたい。 また現在、地方自治体が報告徴収等を行うことができる対象は、当該地方自治体の区域内に所在する事業者に限られている。このため、都民が被害にあっても都外の事業者であれば対応することができないことから、その対象を当該地方自治体の区域外に所在する事業者まで拡大していただきたい。 これにより、調査から事業者処分まで一貫した迅速な対応が可能となり、消費者の財産被害の拡大を防止することで、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に繋がる。	消費者庁	消費者安全法 *消費者安全法45条1項に基づく立入調査等の事務の対象となる事業者について、都道府県等の区域内に所在する事業者から区域外に所在する事業者にも拡大	消費者安全法施行令の一部を改正する政令(H27.11.20)	H28.4.1	生活文化局	有	権限委任について協議締結(H28.2.24)	消費者安全法45条1項に基づく立入調査等の事務の対象となる事業者について、都道府県等の区域内に所在する事業者から区域外に所在する事業者にも拡大に同意	H28.4	—
	「施設園芸用地等の取扱いについて」の改正	「施設園芸用地等の取扱いについて」(平成14年4月1日 13経営第6953号)にて示された農地の判断について、温室の床面全面にコンクリートを舗装した場合、農地ではないとされている。また、集出荷のための駐車場用地や作業用地も農地ではないとされている。しかしながら、作業効率の観点から農地に隣接して駐車場用地や作業用地を確保するニーズは高い。よって、温室内の床面全面にコンクリート舗装した状態や温室に隣接して農地を駐車場用地や作業用地とし舗装を行った状態にあっても引き続き農地とみなすこと。	【具体的な支障事例と必要性】 本地域では、トマト、ミニトマトの施設園芸が盛んで、従来から養液栽培を行う農家の割合が大変多く、次世代植物工場ともいえる統合環境制御を伴う養液栽培も急速に増加している。また、イチゴ栽培においては高設ベンチによる栽培が一般的になっている。こうした中、更なる効果的な産地強化を図る上で以下の事項が問題となっている。 通路のみにコンクリートを舗装した場合、育成作物の変更などにより養液設備や通路の間取りを変更する場合に柔軟な対応ができない。 一部舗装は、通路をコンクリートとし、養液設備の下の未舗装部分にも防草シート等を敷く必要があり、一般的に全面舗装よりも割高になってしまふ。そのため、施設園芸で養液栽培の農家は、温室内の地面に全面農業用シートを敷いて対応しているが、シートは定期的な交換が必要でランニングコストが高い。また、地面が安定しないため、高所作業車を使う際に不安定で、安定性の高いコンクリート比べ、危険な作業となっている。 収穫したトマトなどを出荷するための荷さばきスペースやトラックの駐車スペースなどについては、出荷物を台車で運搬するため、スムーズな運搬を実現するためにはコンクリートの舗装が必要となる。 転用等許可に要する期間の長さ、固定資産税や相続税での不利益を考慮し、温室内の床面全面にコンクリート舗装した状態や温室と一体として農地を駐車場用地や作業用地とし舗装を行った状態にあっても引き続き農地とみなすよう提案する。	農林水産省	農地法 *植物工場等の農地転用許可基準を明確化	農業振興地域の整備に関する法律施行規則(H28.3.28)	H28.3.28	産業労働局	無	—	—	—	都において改正が必要になる条例等がないため
	認定こども園における給食の外部搬入の拡大	認定こども園の給食は、3歳以上児への給食の提供に限り外部搬入が認められているが、3歳未満児についても外部搬入を認めること。	認定こども園の給食は、保育所同様原則自園調理であるが、3歳以上児への給食の提供に限り一定の条件の下、外部搬入(保育所以外で調理し搬入する方法)が認められている。 幼稚園から認定こども園化の相談を受ける際、地域のニーズとして3歳未満児の受入れを検討しているが、自園調理(調理室の設置)がハードルとなり、認定こども園化に踏み切れないという現状がある。 3歳未満児も認めることで、全年齢への給食を外部搬入できるよう規制緩和されれば、外部搬入に切り替えることにより、3歳未満児を受け入れる認定こども園が増え、待機児童解消に資することが期待できる。	文部科学省 厚生労働省	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 *公立の幼保連携型認定こども園における給食外部搬入(3歳未満児)を構造改革特区の対象に追加	内閣府・文部科学省・厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る主務省令の特例に関する措置を定める命令(H27.9.4)	H27.9.4	福祉保健局	無	—	—	—	都において改正が必要となる条例等がないため
	保育所に関する基準に係る地方の裁量拡大	保育所の基準にかかる条例を都道府県が制定するに当たり、従わなければならないとしてある省令で定める事項について、参酌化する。こと。	【制度改正の必要性】 平成13年度に創設した都独自の基準を定めた認定保育所では、基準面積の年度途中の弾力的運用を認め(2歳未満児居室面積について年度当初3.3㎡～年度途中2.5㎡)、産休、育休明けなどの年度途中の保育ニーズの受け皿として柔軟に対応している。また、保育従事職員の資格要件について、保育士以外の多様な人材の活用を可能にするため、保育士については常勤6割としており、制度開設後12年を経過しているが、これまで適切に運営され、多様な保育ニーズに対応している。 こうした地域の実情に応じた基準により設置している認定保育所は、制度創設以来、毎年度増え続け、直近10年でみると、認定保育所が543か所、認可保育所296か所増加し、増加の7割を認定保育所が占めており、都の保育施策で大きな実績を上げている。それでもなお、都内の待機児童数は8千人を超えており、解消に向けた保育サービスの拡充が急務である。 そのため、児童福祉施設の整備及び運営に関する基準のうち保育所に係る「従うべき基準」について、「参酌すべき基準」に見直していただきたい。 これにより、認定保育所と同様に、認可保育所についても基準面積の弾力的運用が可能となり、待機児童対策や要支援児童への適切な保育の提供に資する。また、保育士以外の資格を持つ者の活用や資格要件の緩和により、現状でも不足している保育人材の有効活用が図られる。	厚生労働省	児童福祉法 *保育所の居室面積基準の特例措置の5年間延長(平成32年3月末まで) *乳児4人以上入所する保育所における保育士のみなし規定に准看護師を追加	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備及び経過措置に関する政令の一部を改正する政令(H27.3.13)	H27.3.13	福祉保健局	有	東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例	法令改正に伴い、特例措置を5年間延長(乳児が4人以上入所する保育所における保育士のみなし規定に、准看護師は含めていない。)	H27.3	—
	介護保険法施行令第6条に規定する介護保険認定審査委員の任期の緩和	介護保険認定審査委員の任期を市町村の裁量で定めるようにする。	【制度改正の必要性】 今後の介護需要の増加に対応するためにも、委員の任期は全国一律に2年とするのではなく、市町村の実情に応じて柔軟に対応できるように措置することを求めるものである。	厚生労働省	介護保険法 *①介護認定審査委員会委員の任期を3年を上限として市町村が定めることができる *②都道府県介護認定審査委員会委員の任期も同様とする	介護保険法施行令(H27.12.16)	H28.4.1	福祉保健局	無	—	—	—	①介護保険法における保険者である区市町村が対応する内容のため ②都においては、審査委員会を設置していないため
	障害支援区分認定審査会委員任期を定める規定の緩和	障害支援区分認定審査会委員任期について、現在は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令により2年とされているが、地域の実情に応じて柔軟に対応できるよう、規定を緩和する。	【制度改正の必要性】 審査の公平性を確保するためにも一定期間の任期が必要である。 委員の任期については全国一律に2年とするのではなく、市町村の実情に応じて柔軟に対応することが必要と考える。	厚生労働省	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 *市町村審査会委員の任期を3年を上限に定めることを可能に	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(H27.12.16)	H28.4.1	福祉保健局	無	—	—	—	区市町村で対応する内容のため
	婦人保護施設の設備・運営に関する基準の緩和	施設長の資格要件を緩和し、県独自の基準を設定できるようにするため、省令で県が「従うべき基準」とされているところを、「参酌すべき基準」とする。	現在、婦人保護施設の設備及び運営に関する基準(厚生労働省令第150号)第1条により、施設長の資格要件については都道府県が条例を定めるに当たって「従うべき基準」とされているため、一律で施設長の年齢や経験などを定めている。施設長の要件を都道府県ごとに柔軟に設定できるように、「参酌すべき基準」とすることにより、幅広い人材の中からより適切な人選を行うことができる。	厚生労働省	社会福祉法 *婦人保護施設の施設長の年齢要件を廃止	婦人保護施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(H27.9.30)	H28.1.1	福祉保健局	有	東京都婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例	婦人保護施設の施設長の年齢要件を廃止	H28.1	—

「地方からの提案等に関する対応方針」に係る都の対応

No.	地方からの提案内容等			移譲される事務・権限又は義務付け・枠付けが見直された事務等				法改正等に伴う都の対応				都の対応不要の理由	
	提案事項	提案（求める措置）の 具体的内容	提案（求める措置）の理由、必要性等	府省名	法律等 *改正内容	関係省令等 （公布日）	施行期日	担当局等	法施行に伴う 都の対応の有無	改正等の対象	内容		施行月
8	漁船登録事務にかか る水産庁報告の簡素 化	都道府県が行っている漁船登録事務については、漁船法施行規則第14条第1項に基づき毎月10日までに、前月に登録した総トン数15トン以上の漁船原簿副本や登録、変更、抹消等の処理件数を報告しているが、事務の簡素化のため、報告を年1回とするとともに漁船原簿副本の提出を廃止すること。	【制度改正の必要性】 毎月の報告や漁船原簿副本の提出を廃止し、年1回の報告とすることで、事務の簡素化が図られるとともに、集計作業等を行う時期を、他業務の状況に合わせて調整できることから、業務の効率化につながる。	農林水産省	漁船法 * 漁船登録等の報告書提出を年1回とし、漁船原簿の副本提出を廃止	漁船法施行規則(H27.4.1)	H27.4.11	産業労働局	無	—	—	—	都において改正が必要になる条例等がないため
9	漁業近代化資金の償 還期限の延長	漁業近代化資金金融通法施行令第2条では、漁船の建造等の償還期限を「15年」と定めているが、「20年」に延長する。	【制度改正の必要性】 法令で定める償還期限を「20年」に延長することは、漁船の実耐用年数に合わせたものであり、漁業者の借入金の1年あたりの償還額や保証料の支払いの負担を軽減することから、収益性の向上を図ることができる。	農林水産省	漁業近代化資金金融通法 * 漁船建造等に係る資金の償還期限の上限を15年から20年に延長	漁業近代化資金金融通法施行令の一部を改正する政令(H27.2.12)	H27.4.1	産業労働局	有	東京都漁業近代化資金利子補給規則	漁船建造等に係る資金の償還期限の上限を15年から20年に延長	H27.4	—
10	公共下水道の設計者 等の資格制度の条例 委任について	公共下水道を設置、改築する場合の設計者及び工事の監督管理者、維持管理を行う者の資格を条例に委任し、より地域の実情に応じた資格の設定を可能とする。	公共下水道を設置、改築する場合の設計者及び工事の監督管理者、維持管理を行う者の資格について下水道法第22条で定められているが、職員の配置については、各自自治体における人事や人材育成方針に基づき実施され、職員採用や人事任用制度もあり、当該観点のみの職員配置は難しい状況にある。また、職員の在職年数が長くなりがちになり、新たな職員が配置できず技術の伝承に支障をきたしている。	国土交通省 (環境省)	下水道法 * 公共下水道等の設計者等の資格要件を緩和 * 公共下水道等の維持管理を行う者の資格要件を緩和	下水道法施行令(H27.10.7) 下水道法施行規則(H27.10.21) 下水の処理開始の公示事項等に関する省令(H27.10.21)	H27.10.21	都市整備局	無	—	—	—	都において改正が必要になる条例等がないため

【c】平成27年対応方針による移譲事務・権限

【a】第6次地方分権一括法による措置<国から都道府県への移譲>

	指定検査機関(食鳥 検査法の指定検査機 関)の指定等の権限 移譲	食鳥の指定検査機関の指定・監督の権限を都道府県に移譲する	食鳥検査は、都道府県知事もしくは厚生労働大臣が指定した指定検査機関が実施する。本県では、指定検査機関に検査を委託しており、監督上必要な命令は国が実施している。本権限の移譲により、知事が指定検査機関への命令を直接実施することが出来、食鳥肉等に起因する衛生上の危害が発生した場合などに迅速な対応が可能となる。 特に、食鳥検査の指定検査機関として、本県では獣医師会となっておりますが、地方公共団体の獣医師不足もあり、県の連携は益々強化する必要性があること、また、食鳥検査は、都道府県の(特に本県のような農業県では)基幹産業である農畜産業の振興と大きくリンクするものであり、その点でも、都道府県全体の農政・産業振興を推進する都道府県において実施することが妥当である。	厚生労働省	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律 * 食鳥検査法で定める指定検査機関の指定等の権限移譲	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則(H28.11.7)	H29.4.1	福祉保健局	無	—	—	—	大規模食鳥処理施設が都内にないため
2	漁業近代化資金金融 通法における国による 関与の廃止又は簡素 化	二重行政化を避ける為、漁業近代化資金金融通法で規定する融資限度額を超える場合の国の承認について、「承認」の手続きを「廃止」若しくは「届出」等に簡素化すること、又は漁業近代化資金金融通法で規定する融資限度額を引き上げること	現在、10%から20%未満の漁船を建造する場合、1億円から2億円程度の資金が必要である場合が殆どであり、実際に宮崎県では約半数の申請が法で定める貸付限度額(9千万円)を超え、国の承認が必要となっている。この場合、県単独で手続きを進める場合と比べ、最低でも1ヶ月の期間が追加が必要となり、その他の融資機関、保証機関の審査、県の利子補給の審査期間も含めると融資までに長期間を要する状況となっている。 一方、漁船建造には漁期との関係や造船所の建造計画があり、申請手続きが長期にわたると融資前の事前着工を漁業者(借受者)が余儀なくされることがある。この場合、県では原則利子補給対象としていないが、真にやむを得ない場合は事前着工承認申請書を提出してもいい条件付(国の承認がないときは利子補給の対象としない)で承認しているが、条件付の着工承認であることや造船業者への手付金の支払が必要な場合もあるなど、漁業者(借受者)にとってはリスクがあるものとなっている。 本制度資金は、漁業者(借受者)への貸付金は信漁連からであり、県の利子補給財源も県独自の資金となっている為、国庫からの支出は一切生じないものである。また、国の承認は、県が通常利子補給する際の書類に県の意見を付しているのみで、国も県と同様に「償還の可能性」について審査していると思われる為、事務手続きが重複していると考えられる。 以上のことから、本県では融資の迅速化や漁船の代船建造円滑化のため国の関与の簡素化が必要と考える。	農林水産省	漁業近代化資金金融通法 * 法定上限を超える漁業近代化資金の貸し付けに係る承認	漁業近代化資金金融通法施行規則(H28.7.26) 漁業近代化資金金融通法の改正等に伴う告示(H28.11.29)	H29.4.1	産業労働局	有	東京都漁業近代化資金利子補給規則	知事が可否を判断する仕組みの導入に修正	H29.4	—

【b】第6次地方分権一括法による措置<都道府県から市町村への移譲>

1	工場立地法第4条の 2の緑地面積率等に 係る地域準則の条例 制定権限等の町村へ の移譲	工場立地法第4条の2の緑地面積率等に係る地域準則の条例制定権限等の都道府県から町村への移譲	工場立地法に基づく(特定工場の緑地面積率等に係る地域準則)の条例制定権限については、都道府県から市まで移譲されているが、企業立地促進法の特例が適用される場合を除き、町村には権限がない。このため、周囲の環境と調和のとれた範囲で町村独自の企業支援施策を講じることができない状況にある。 工場の立地等産業の振興に取り組む町村が、地域の実情に応じた企業支援施策を展開するため、また、地方分権を推進する観点から、都道府県から町村への権限の移譲を求める。 なお、昨年の提案募集で新潟県型籠町からの提案に係るやり取りの際に経済産業省から「条例制定権限を移譲する場合は、併せて必要不可欠」とされた経緯も踏まえ、工場立地法に係る事務(届出受理、審査、必要な場合には勧告、変更命令、罰則適用)についても、併せて移譲を求める。	経済産業省	工場立地法 * 工場の緑地面積率等に係る地域準則の制定等	—	H29.4.1	産業労働局	有	東京都工場立地法地域準則条例(東京都工場立地法地域準則条例を廃止する条例)	法の改正に伴い、条例の制定権が町村に移譲されたため、本条例を廃止	H29.4	—
2	サービス付き高齢者 向け住宅に関する権 限の移譲	高齢者の居住の安定確保に関する法律第4条に基づき、高齢者居住安定確保計画の策定権限について、希望する市町村への移譲を求める。 また、同計画を定めた市町村に対する登録等の事務も、上記権限の移譲を前提として、併せて移譲を求める。	【制度改正の必要性と効果】 県でサ高住の供給目標を管理することは困難であるほか、地域のニーズとして供給数だけでなくサービスの質も管理することが求められている中、より地域に密着した市で供給目標の設定等を行うのが望ましい。サ高住は、地域包括ケアシステムの中心に位置づけられ、さらに整備が予想されることから、市のまちづくりの方針と合致した整備計画が必要である。 権限移譲により、市独自の登録基準の設定も可能となることから、市内地域ごとの供給目標に応じた登録基準の設定や市内中心地に限って床面積要件を緩和する登録基準の設定を行い、サ高住の供給管理を実施できる効果がある。	厚生労働省 国土交通省	高齢者の居住の安定確保に関する法律 * 高齢者居住安定確保計画について、市町村が都道府県と協議の上、計画を定め、当該計画に基づき、サービス付き高齢者向け住宅の登録基準の強化・緩和等を行うことを可能とする。	高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則(H28.8.19) 国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則(H28.8.19)	H28.8.20	都市整備局 福祉保健局	無	—	—	—	都において改正が必要になる条例等がないため

【c】第6次地方分権一括法による措置<地方公共団体への権限の付与>

1	マイナンバー制度に おける照会項目の拡 大	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律において、情報連携が必要な事務について別表第2で整理がされている。 別表第2の項番38に記載されている事務を処理するために情報連携できる特定個人情報(住民票関係情報)に限られている。しかし、当該事務を処理するに当たっては、当該事務を処理するに当たっては、生活保護関係情報や地方税関係情報の連携が必要となるため、これらの特定個人情報も利用できるよう緩和をお願いする。	* 番号法別表第2項番38で主務省令で定める事務は、学校保健安全法第24条の援助の対象となる者の認定に関する事務であって、学校保健安全法第24条に記載する援助の対象者は、生活保護法第6条第2項に規定する要保護者及び生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困難している者で政令で定めるものと規定されている。このことから、援助の対象となる者の認定には、生活保護関係情報が必要となる。また、要保護者に準ずる程度に困難しているかの判断は、施行令第9条で地方公共団体の教育委員会の判断によるものとされており、その判断の主たる情報として所得情報を活用している。よって、所得情報を把握するために地方税関係情報も必要となる。	内閣府 総務省 文部科学省 厚生労働省	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 * 学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務は、処理するために必要な特定個人情報(生活保護関係情報及び地方税関係情報)を追加	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(H28.9.12)	H28.5.20	総務局	無	—	—	—	都において改正が必要になる条例等がないため
---	-----------------------------	--	---	------------------------------	--	--	----------	-----	---	---	---	---	-----------------------

「地方からの提案等に関する対応方針」に係る都の対応

No.	地方からの提案内容等			移譲される事務・権限又は義務付け・枠付けが見直された事務等				法改正等に伴う都の対応					都の対応不要の理由
	提案事項	提案（求める措置）の具体的内容	提案（求める措置）の理由、必要性等	府省名	法律等 *改正内容	関係省令等 （公布日）	施行期日	担当局等	法施行に伴う 都の対応の有無	改正等の対象	内容	施行月	
2	地方公共団体が実施する公立大学法人の施設整備等について、法人の資金調達による実施へ移行させるための長期借入規制の緩和	地方公共団体(設立団体)が起債等を充当し実施している公立大学法人の施設整備について、法人自らの資金調達による実施へ移行させるため、法人の長期借入に係る規制を緩和すること。	【効果・必要性】 地方公共団体(設立団体)の財政負担の軽減につながるのと同時に、公立大学法人による長期借入が可能となることで、迅速かつ主体的に公立大学法人が施設整備を決定でき、自主性・自律性の高い経営が期待できる。	総務省 文部科学省	地方独立行政法人法 *公立大学法人による長期資金の調達について、国立大学法人の例を参考にしつつ、設立団体以外からの長期借入金及び債券発行を可能とする。	地方独立行政法人法施行令(H28.11.24)	H29.4.1	総務局	有	東京都が設立する公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則	法改正により新たに規定された、設立団体以外の者からの長期借入金等について、法人が設立団体の長(知事)の認可を受けようとするときの申請手続など、必要な事項を定める。	H29.4	—
3	地方公共団体が管理・運営を行う大学附属学校の公立大学法人への移管	地方公共団体が設置・運営する大学附属学校について、当該地方公共団体が設立する公立大学法人に移管することが可能となるよう、学校教育法及び地方独立行政法人法を改正すること。	【効果・必要性】 公立大学法人による運営により、一体的な教育研究組織としての効率的な運営が可能となるほか、学長の裁量のもと、大学の人的・物的資源を有効活用することで、地域の特性やニーズを生かした教育が可能となる。	総務省 文部科学省	地方独立行政法人法 *公立大学法人による大学附属の学校の設置の権限の付与	地方独立行政法人法施行令(H28.11.24)	H29.4.1	総務局	無	—	—	—	都が設立した公立大学法人が設置する大学に附属学校を設置する予定はないため
4	地方公共団体が管理・運営を行う大学附属学校の公立大学法人への移管	地方公共団体が設置・運営する大学附属学校について、当該地方公共団体が設立する公立大学法人に移管することが可能となるよう、学校教育法及び地方独立行政法人法を改正すること。	【効果・必要性】 公立大学法人による運営により、一体的な教育研究組織としての効率的な運営が可能となるほか、学長の裁量のもと、大学の人的・物的資源を有効活用することで、地域の特性やニーズを生かした教育が可能となる。	総務省 文部科学省	学校教育法 *公立大学法人による大学附属の学校の設置の権限の付与	学校教育法施行令(H28.11.24)	H29.4.1	総務局	無	—	—	—	都が設立した公立大学法人が設置する大学に附属学校を設置する予定はないため
5	地方公共団体が管理・運営を行う大学附属学校の公立大学法人への移管	地方公共団体が設置・運営する大学附属学校について、当該地方公共団体が設立する公立大学法人に移管することが可能となるよう、学校教育法及び地方独立行政法人法を改正すること。	【効果・必要性】 公立大学法人による運営により、一体的な教育研究組織としての効率的な運営が可能となるほか、学長の裁量のもと、大学の人的・物的資源を有効活用することで、地域の特性やニーズを生かした教育が可能となる。	総務省 文部科学省	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 *公立大学法人による大学附属の幼保連携型認定こども園の設置の権限の付与	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令(H28.11.24)	H29.4.1	福祉保健局	無	—	—	—	都において改正が必要となる条例等がないため

【d】第6次地方分権一括法による措置<新たな雇用対策の仕組み>

1	ハローワークの全面移管	全てのハローワーク(公共職業安定所)及び都道府県労働局の職業安定部(ハローワーク業務の統括部門)の事務・権限を都道府県へ移譲すること。	【制度改正の必要性】 職業安定法の目的(第1条)を一層推進するためには、都道府県自身が地域の実情に応じ、産業振興、人材育成、福祉などの施策と連携して雇用施策を運用することが効果的。例えば、愛知県では、県で造成した「産業空洞化対策減税基金」を活用した企業誘致や、「アジアNo1航空宇宙産業クラスター形成特区」など、産業政策とリンクした職業紹介等を一体的に実行することで、より効果的な推進が可能。 また、労働局は都道府県単位で設置されており、ハローワークは受け皿の問題がなく、すぐに地方移管が可能。	厚生労働省	職業安定法 * 地方版ハローワークの創設	職業安定法施行規則(H28.8.19)	H28.8.20	産業労働局	無	—	—	—	国と連携して、相当する取組を実施しているため
2	ハローワークの全面移管	全てのハローワーク(公共職業安定所)及び都道府県労働局の職業安定部(ハローワーク業務の統括部門)の事務・権限を都道府県へ移譲すること。	【制度改正の必要性】 職業安定法の目的(第1条)を一層推進するためには、都道府県自身が地域の実情に応じ、産業振興、人材育成、福祉などの施策と連携して雇用施策を運用することが効果的。例えば、愛知県では、県で造成した「産業空洞化対策減税基金」を活用した企業誘致や、「アジアNo1航空宇宙産業クラスター形成特区」など、産業政策とリンクした職業紹介等を一体的に実行することで、より効果的な推進が可能。 また、労働局は都道府県単位で設置されており、ハローワークは受け皿の問題がなく、すぐに地方移管が可能。	厚生労働省	雇用対策法 * 地方公共団体が国のハローワークを活用する枠組みの創設	雇用対策法施行規則(H28.8.19)	H28.8.20	産業労働局	無	—	—	—	国と連携して、相当する取組を実施しているため

【e】個別法による措置

1	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく指導・助言、報告徴収及び立入検査権限の移譲	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく指導・助言、報告徴収及び立入検査権限を、並行権限として、希望する都道府県に移譲すること。	【必要性】エネルギー政策基本法第6条においては、「地方公共団体は、基本方針にのっとり、エネルギーの需給に関し、国の施策に準じて施策を講ずるとともに、その区域の実状に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」こととされている。地方公共団体は、本規定に基づき、特に地域として取り組むべき「エネルギー使用の合理化(省エネルギー)の促進」「再生可能エネルギーの普及」の施策の充実等に努めている。 これらの取組みをより効果的なものとするため、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づく、電気事業者及び認定発電設備を用いて再生可能エネルギー電気を供給する事業者に対する指導・助言、報告徴収及び立入検査権限を、並行権限として、都道府県に移譲する必要がある。	経済産業省	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法 * 発電の認定申請情報の地方公共団体への提供等及び他法令を遵守しない事業者への措置に係る制度等の見直し(認定等の権限は、引き続き国に帰属)	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令(H28.7.29)	H29.4.1	環境局	無	—	—	—	本改正内容の対応について、条例の改正等は不要のため
---	--	---	---	-------	--	---	---------	-----	---	---	---	---	---------------------------

【f】政令・省令による措置

1	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく権限の都道府県への移譲	事業者等の各都道府県内事務所への食品リサイクル法に基づく立入検査、報告徴収等以下の権限を、必要となる人員、財源とともに、国から都道府県へ移譲すること。(大臣・知事の並行権限とする)事業者等への立入検査、報告徴収事業者等への指導、公表、助言	【改正による効果】 都道府県内のすべての事務所に対する報告徴収、立入検査とあわせ、指導、助言等の権限についても都道府県に移譲することで、元々廃棄物であり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく権限を有する県として、適正に処理されているかどうかを確認することが可能となり、事業者への統一的な指導を実施することができる。また、大臣と並行権限とすることで、合同で立入検査を行うとともに、指導、助言、命令を行うことができ、県民サービスの向上につながるものと考えられる。 ただし、代表理事の交替により、主たる事務所が変わることがあり、それに伴い決算書類等の届出先の都道府県が変わることも考えられることから、指導等の継続性の観点から、都道府県間の連絡調整等について整理する必要がある。	財務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律 * 事業者から国への定期報告に都道府県別の食品廃棄物等の発生量等を追加	食品廃棄物等多量発生事業者の定期の報告に関する省令(H27.7.31)	H27.7.31	環境局	無	—	—	—	都において改正が必要になる条例等がないため
2	事業協同組合等の設立認可等に関する事務の都道府県への権限移譲	中小企業等協同組合法に基づく2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等の設立の認可、定款変更の認可、報告の徴収、検査等、法令等の違反に対する処分等の事務について、関東農政局から都道府県へ権限の移譲	中小企業等協同組合法等に基づく事業協同組合等の設立の認可、定款変更の認可、報告の徴収、検査等、法令等の違反に対する処分等の事務について、第4次一括法において厚生労働省及び国土交通省所管の組合に係る事務権限が移譲される。地方農政局(関東農政局)所管の二以上の都道府県の区域にわたる組合に係る事務についても権限移譲されることにより、県内を活動地区とする組合に対して統一的な対応を行うことができ、県民サービスの向上につながるものと考えられる。 ただし、代表理事の交替により、主たる事務所が変わることがあり、それに伴い決算書類等の届出先の都道府県が変わることも考えられることから、指導等の継続性の観点から、都道府県間の連絡調整等について整理する必要がある。	農林水産省	中小企業等協同組合法 * 事業協同組合等の設立認可権限等を都道府県に移譲	中小企業等協同組合法施行令(H28.12.16)	H29.4.1	産業労働局	無	—	—	—	都において改正が必要になる条例等がないため
3	事業協同組合等の設立認可等に関する事務の都道府県への権限移譲	中小企業等協同組合法に基づく2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等の設立の認可、定款変更の認可、報告の徴収、検査等、法令等の違反に対する処分等の事務について、関東農政局から都道府県へ権限の移譲	中小企業等協同組合法等に基づく事業協同組合等の設立の認可、定款変更の認可、報告の徴収、検査等、法令等の違反に対する処分等の事務について、第4次一括法において厚生労働省及び国土交通省所管の組合に係る事務権限が移譲される。地方農政局(関東農政局)所管の二以上の都道府県の区域にわたる組合に係る事務についても権限移譲されることにより、県内を活動地区とする組合に対して統一的な対応を行うことができ、県民サービスの向上につながるものと考えられる。 ただし、代表理事の交替により、主たる事務所が変わることがあり、それに伴い決算書類等の届出先の都道府県が変わることも考えられることから、指導等の継続性の観点から、都道府県間の連絡調整等について整理する必要がある。	農林水産省	中小企業団体の組織に関する法律 * 商工組合等の設立認可権限等を都道府県に移譲	中小企業団体の組織に関する法律施行令(H28.12.16)	H29.4.1	産業労働局	無	—	—	—	都において改正が必要になる条例等がないため

「地方からの提案等に関する対応方針」に係る都の対応

No.	地方からの提案内容等			移譲される事務・権限又は義務付け・枠付けが見直された事務等				法改正等に伴う都の対応					都の対応不要の理由
	提案事項	提案（求める措置）の 具体的内容	提案（求める措置）の理由、必要性等	府省名	法律等 *改正内容	関係省令等 (公布日)	施行期日	担当局等	法施行に伴う 都の対応の有無	改正等の対象	内容	施行月	
【g】告示による措置													
1	承認基準のある医薬品製造販売の地方承認権限の拡大	承認基準が定められているが承認権限の地方委任の対象外となっている一般用医薬品等のうち、日本薬局方において規格基準が定められている一般用漢方製剤等について、速やかに地方委任の対象外となっている扱いの見直しを検討を行い、承認権限を都道府県に移譲することを提案	【提案理由、権限移譲の必要性】 かぜ薬等15薬効群の一般用医薬品の承認審査については承認基準が策定されており、これに基づいて審査が行われている。医薬品を製造販売をしようとする者は、厚生労働大臣の承認を受けなければならないが、承認基準に合致する医薬品のうち画一的な審査ができる範囲の医薬品については、承認の権限が都道府県知事に移譲されている。 この都道府県知事が承認する医薬品の範囲が厚生労働省告示で定められているが、承認基準の範囲内でも一部地方委任の対象から除外されている。昨年の提案の結果、これまで、一般用医薬品の承認基準のうち、かぜ薬等4薬効群について、また、医薬部外品については、薬用歯みがき類等5製品群について地方委任の範囲拡大が図られるとともに、今後も必要に応じて改正する予定とされた。昨年の結果を踏まえて、本年は業界の要望が強く、日本薬局方に定められた規格基準に基づき、都道府県でも十分審査が可能と考えられる一般用漢方製剤に関する地方委任の範囲の拡大を提案するもの。	厚生労働省	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 *一般用漢方処方製剤等に係る製造販売の承認権限を都道府県に移譲		H29.4.1	福祉保健局	有	事務取扱要領	一般用漢方製剤を追加	H29.4	—
【D】平成27年対応方針による義務付け・枠付けの見直し													
【a】第6次地方分権一括法による措置													
1	社会福祉法第7条第1項の規定による地方社会福祉審議会の調査審議事項の見直し	地方社会福祉審議会の調査審議事項(社会福祉法第7条第1項)については、「精神障害者福祉に関する事項」が除かれており、同事項を含めた障害者福祉に関する事項全般を調査審議することができないため、地域の実情に応じて調査審議事項を決定できるよう、規定の見直しを行うこと。	【制度改正の必要性】 本県では、同審議会において、精神障害者福祉を含めた障害者福祉に関する事項全般を調査審議することを検討しているため、地域の実情に応じて調査審議事項を決定できるよう、社会福祉法第7条第1項の規定の見直しが必要である。 なお、児童福祉法第8条第1項の規定により都道府県児童福祉審議会は必置とされているのに対して、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第9条第1項の規定では、地方精神保健福祉審議会は必置とされていないことから、地方社会福祉審議会の調査審議事項から除外しなければならない理由はないものとする。	厚生労働省	社会福祉法 *地方社会福祉審議会の調査審議事項の追加	—	H28.5.20	福祉保健局	無	—	—	—	東京都地方精神保健福祉審議会において、審議を行っているため
2	保安林解除に係る国への協議の廃止	保安施設事業施行地内の民有林保安林において、知事権限の保安林解除に係る国への協議を廃止する。	森林法第26条の2第4項第2号に基づく「保安施設事業等の施行に係る土地の区域内にある保安林」の保安林解除にあたっては、農林水産大臣に協議し、同意を得なければならないとされている。 前記以外の4号以下の保安林解除にあたっては、国との協議は不要であり、保安施設事業により、保安林機能の維持向上を図った4号以下保安林の解除にあっても県による適正な審査が可能であり、国との協議は不要と考える。 国への協議を廃止することで保安林解除手続きをより速やかに、事業進捗を図ることが可能となる。	農林水産省	森林法 *保安林の解除に係る協議(一部)における農林水産大臣の同意廃止	—	H28.5.20	産業労働局	無	—	—	—	都において改正が必要になる条例等がないため
3	特定行政庁における定期点検の対象建築物・建築設備に関する規制緩和	建築基準法第12条第2項および第4項(昇降機を除く)の定期点検の対象建築物・建築設備について、法第12条第1項および第3項同様、特定行政庁が指定することができるように法改正を求める。	【制度改正の必要性と効果】 法律上の定期点検の対象範囲について、「民間、建築主事を置かない市町村」よりも「国、都道府県、建築主事を置く市町村」の方が広く現存している地域が現存する。この範囲区分に明確な根拠はないと思われ、実質的に維持保全を確実にすることが重要であり、不特定多数の者が利用する施設を対象とする等、整理を行う必要がある。 定期点検(換気、腐食その他の劣化状況点検)対象となる「床面積が100㎡を超える倉庫」について、書庫や防災倉庫等人の出入りが極端に少なく、安全配慮の必要性が低い用途に供されているものを対象から除外すれば、公共建築物に係る維持管理コストの削減を図ることができる。	国土交通省	建築基準法 *国、都道府県及び建築主事を置く市町村の公共建築物に対する定期点検の見直し	建築基準法施行令(H28.1.15)	H28.6.1	都市整備局	有	東京都建築指導事務所長委任規則	国等の建築物等のうち、定期点検を要さないもの指定を多摩建築指導事務所等で実施できるよう、委任規則を一部改正	H29.4	—
4	化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画の環境大臣への協議及び同意の緩和	都道府県が水質汚濁物質の総量削減計画を策定する際には、環境大臣への同意付き協議が必要とされているが、総量削減計画における削減目標量に変更がない場合は、同意付き協議を不要とする。	【効果・必要性】 本来総量削減計画は、国の総量削減基本方針の中で水域の特性等に応じて自治体が主体的に作成すべきものであり、各都道府県においてはパブリックコメントや環境審議会の答申といった手続を経て作成しており、環境大臣への協議、同意手続をなくした場合には概ね2ヶ月早く計画を策定することができる。	環境省	水質汚濁防止法 *都道府県による水質汚濁物質の総量削減計画策定に係る協議における環境大臣の同意廃止	—	H28.5.20	環境局	無	—	—	—	都において改正が必要になる条例等がないため
【b】個別法による措置													
1	地方債協議制度から届出制度への移行	現在、実質公債費比率が18%以上の団体は許可団体、18%未満の団体は協議団体、16%未満の団体は届出団体(=協議不要団体)となっており、民間資金の借入れに当たっては協議をすることを要しないとされている。他方、公的資金については、届出制度の対象外であり、協議制度が残されている。今年度は届出制度導入3年目に当たることから、届出制度をさらに拡大し、①公的資金についても、届出制度の対象とするともに、②届出団体の要件を16%未満から18%未満まで拡大することを求める。	【改正の必要性】 協議不要団体が9割を超えているものの、届出実施団体が2割にも達していない現状を考慮すると、地方分権の推進の観点から届出制度をさらに定着させるための制度の拡充が必要である。 ①届出実施団体が増加していない理由の一つとして、総務省や都道府県への協議・届出の時期やその事務手続きが異なるため、結果として二重の手間が必要となる点が挙げられる。公的資金にも届出制度を導入することで、事務の経減が図られる。なお、公的資金については、財政融資資金確保のため、財務省で事前に毎月の借入額を把握する必要があるが、公的資金を協議制度から届出制度に移した場合でも、別途借入れ希望調査を実施して必要な情報を補うことで、「地方債発行タイミングの自由度の拡大」という届出制度のメリットは維持できる。 ②また、実質公債費比率が18%と16%という僅か2%の幅を挟んで3つの制度に分かれているが、特に本県のように、16%前後の団体については、毎年度協議と届出で区分が変わることがあり、決算数値が確定するまでの間は届出か協議かが決まらず、事務的な支障が大きい。18%と16%で財政健全化の状態が大きく異なるとは考えられず、18%に一本化し、区分の簡素化を図るべきである。	総務省	地方財政法 *地方債の発行に関する国の関与の在り方 ①地方債の発行に係る基準緩和及び届出制度の対象拡大 ②公的資金を充当する地方債のうち特別転貸債等を届出制度対象に追加	①・②地方財政法施行令(H28.3.31)	H28.4.1	財務局 総務局	無	—	—	—	都において改正が必要になる条例等がないため
2	個人住民税の特例対象(※)の拡大 (※)区市町村から都道府県への徴収引継	地方税法第48条の規定に基づく個人住民税の徴収の引継ぎについて、現年課税分も対象とできるよう、改正を行うこと。	【制度改正の必要性】 平成19年度からの税源移譲により、各都道府県及び区市町村の税収に占める個人住民税の割合が高くなった。これにより、都道府県及び区市町村の税収を確保していくためには、これまで以上に個人住民税の徴収を強化していくことが求められる。 【制度改正の効果】 区市町村で徴収が困難な滞納事案に対する都道府県の徴収支援を強化できる。また、滞納発生後、早期に徴収及び滞納処分を行うことが可能となり、徴収率の向上が期待できる。	総務省	地方税法 *個人住民税に係る区市町村から都道府県への徴収引継特例の対象範囲を拡大	—	H28.4.1	主税局	無	—	—	—	都において改正が必要になる条例等がないため

「地方からの提案等に関する対応方針」に係る都の対応

No.	地方からの提案内容等			移譲される事務・権限又は義務付け・枠付けが見直された事務等				法改正等に伴う都の対応				都の対応不要の理由	
	提案事項	提案（求める措置）の 具体的内容	提案（求める措置）の理由、必要性等	府省名	法律等 *改正内容	関係省令等 (公布日)	施行期日	担当局等	法施行に伴う 都の対応の有無	改正等の対象	内容		施行月
3	措置延長された者に対して一時保護(委託)措置を行えるよう弾力化	児童福祉法第31条第2項に基づき満18歳になった後も措置延長により児童養護施設等への入所又は里親への委託がなされている者について、法第33条第1項による児童相談所の一時保護(適当な者への一時保護の委託を含む。以下「一時保護(委託)」という。)措置を実施できるように弾力化することを求める。	【制度改正の必要性】 昨年、18歳未満の入所児童と同様に、満18歳を超えて施設入所又は里親委託されている者についても、児童相談所において一時保護措置を行う必要性が生じるケースが増えている。 ・措置延長された者が施設内で他児童との間の問題や施設への不適応等を起こし、同一施設内に留めておくことが望ましくない状況となった場合に、一時保護を行い施設から早急に分離し対応すべきであるが、児童相談所として措置ができない。 ・施設側から、指導等に従わない入所児童の対応に苦慮して援助を求められた場合、一時保護又は他施設等への措置変更を行うことが望ましいが、満18歳を超えている場合、児童相談所として措置ができない。	厚生労働省	児童福祉法 *児童養護施設等に入所した児童等で措置延長されている者に対し、児童相談所長等による一時保護を可能に	—	H29.4.1	福祉保健局	有	東京都児童福祉法施行細則	平成28児童福祉法改正の内容(児童養護施設等に入所した児童で措置延長されている者に対し、一時保護が可能となった規定等)について、施行細則に反映	H29.4	—
4	児童相談所における児童福祉司の職員配置基準の見直し	児童福祉法施行令第3条に標準として規定されている児童相談所の児童福祉司の職員配置数は、「保護を受ける児童の数、交通事情等を考慮し、人口おおむね4万から7万までに対して1人とされているが、現在の児童虐待件数や継続的なケアが必要な案件の増加等の実態を踏まえた設定とするよう見直しを求める	【制度改正の必要性】 施行令に定める標準の配置数では実際の対応に支障が生じており、各自自治体が当基準を標準として配置数を検討していることを踏まえれば、これまでの人口による基準に加えて、例えば、児童虐待相談の全数を把握した上で、児童福祉司一人あたり担当数の上限の基準を設けること等が必要でないかと考える。	厚生労働省	児童福祉法 *児童福祉司の担当区域の標準について、業務量に見合った体制を整備	児童福祉法施行令(H28.8.18)	H28.10.1	福祉保健局	無	—	—	—	都において改正が必要になる条例等がないため

【c】政令・省令による措置

1	朝・夕の時間帯における保育士配置定数の緩和	26年の提案に対する対応策として、27年度の間は、朝・夕の時間帯で当該保育所において保育する児童が少数である時間帯に、保育士1人に限り、当該保育士に代え保育施設における十分な業務経験を有する者を配置することもやむを得ないとの特例が示された。 ところが、本市では必ずしも保育する児童が少数でない施設もあり特例が認められないこともあることから、28年度以降の措置について継続して検討を求めるとともに、現場の状況を踏まえ、その適用条件等について改めて整理することを求める。併せて、代替できる者の定義の明確化を求める。	【懸念の解消策】 昨年の提案と同様に、保育士が不足している朝・夕の原則的な保育時間以外の時間帯においては、おむつ交換やおやつ等の生活の支援が主となるため、保育士2人のうち1人を、特例で示されたように代替できる者で対応できるようにすることで、懸念を解消したい。 【特例に係る課題認識】 今回示された特例を活用する上で、次の点から困難であると感じている。 ・特例措置が27年度限りであり、28年度以降の方向性が見えないこと。 ・「当該保育所において保育する児童が少数である時間帯」とあるが、おおよそどの程度の状況を指しているか判断しにくい。また、本市では朝・夕であってもそれなりの児童数を抱える施設もあるが、そのような場合にも状況に応じ適用できるように改めて検討してほしい。 ・保育士の代替者について「保育施設における十分な業務経験を有する者、家庭的保育者等適切な対応が可能なもの」とされているが、どのような者を指しているか判断しにくい特例措置の活用も踏み出しづらい。	厚生労働省	児童福祉法 *朝・夕の時間帯における保育士配置定数の緩和	児童福祉施設設備及び運営に関する基準(H28.2.18)	H28.4.1	福祉保健局	有	東京都児童福祉施設設備及び運営の基準に関する条例施行規則	朝・夕等の児童が少数となる時間帯における保育士配置に係る特例を追記	H28.4	—
2	法定予防接種の保護者同意要件の緩和	法定予防接種の保護者同意要件について、児童相談所一時保護児童、施設入所児童等で保護者と連絡が取れない児童については、児童相談所長、施設長等の同意で可能とすること。	【支障事例、制度改正の必要性】 予防接種を受けていない児童が施設等で集団で生活する場合、1人が感染症に罹患すると、他の児童に感染が拡大する懸念がある。 保護者が予防接種に反対している場合は、予防接種の必要性について保護者に説明する等、同意を得るよう働きかけができるが、保護者と連絡が取れない場合はそういったことが不可能。 そこで、保護者と連絡が取れず、保護者の同意の有無が確認できない場合においては、施設長等の同意で予防接種が可能としてほしい。	厚生労働省	予防接種法 *保護者の同意の有無が確認できない場合に、施設長等の同意により予防接種の実施を可能に	予防接種実施規則(H28.3.31)	H28.4.1	福祉保健局	無	—	—	—	都において改正が必要になる条例等がないため
3	非農林漁業者が農林漁業体験民宿業を行う場合において旅館業法施行令及び施行規則の特例措置が受けられるよう適用要件の緩和	旅館業法においては、特例として、農林漁業者が農林漁業体験民宿業を行う場合に限り、客室面積が33平方メートル未満であっても営業を認めているが、農林漁業者以外の者が「農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律」に規定する農林漁業体験民宿業を行う場合も、この特例措置が適用されるよう適用要件を緩和すること。	【効果・必要性】 農林漁業者に限らず、多様な主体が古民家等を活用して、都市住民等に対し、農山漁村に滞在しつつ、農林漁業の体験その他農林漁業に対する理解を深める余暇活動の機会を提供することにより、都市農村交流等を通じた地域活性化を図ることが可能となる。	厚生労働省	旅館業法 *農林漁業者以外の者がその居室において農林漁業体験民宿業を行う場合について、客室の延床面積の基準を適用除外	旅館業法施行規則(H28.3.31)	H28.4.1	福祉保健局	無	—	—	—	本改正内容の対応について、条例の改正等は不要のため
4	高等職業訓練促進給付金の支給対象期間の拡大	看護師等の就業に結びつきやすい資格を取得するため養成機関で修業する母子家庭の母又は父子家庭の父に支給される高等職業訓練促進給付金について、その支給対象期間を「修業する期間に相当する期間」としながら現行では上限2年に制限している。当該現行の補助対象となる支給対象期間を「上限なし(3年以降も対象)」に拡大すること。	【制度改正の必要性】 ひとり親家庭は、非正規雇用で就労している割合が高く、それに伴い、一般世帯と比べて年収が低くなっていることから、自立促進するには安定した就業のための支援が必要である。 その中で、高等職業訓練促進給付金は就業支援の効果が高く、実際に、県内で当該事業を活用して資格取得したひとり親の多くが常勤雇用につながっている。ひとり親に安定した修業環境を提供し、資格取得後は安定した雇用形態で就業できるよう自立促進を図るため、修業する全期間を給付金の支給対象期間とすることが必要である。	厚生労働省	母子及び父子並びに寡婦福祉法 *ひとり親が就職に有利な資格を取得することを支援 高等職業訓練促進給付金の機能の充実	母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令(H28.3.31)	H28.4.1	福祉保健局	有	①東京都母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱 ②東京都母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金等事業実施要領	①支給期間の上限を2年から3年に延長 ②支給対象の資格を養成機関における修業期間が2年以上の資格から1年以上の資格へ拡大	①、②とも H28.4	—
5	農村地域工業等導入促進法の適用人口要件の緩和	人口20万人以上の市は農村地域工業等導入促進法の農村地域に該当しないとして適用から除外されるが、市町村合併によって人口が20万人以上となった市については、合併前の市の人口をもって農工法の対象とするよう適用要件を緩和すること。	【改正の必要性】 農業と工業等の均衡ある発展を図るために、例えば市の人口規模は合併前の旧市町村単位で適用する(過疎法では、市町村合併に伴い人口が増加した自治体においても、合併前の旧市町村単位で適用を判断している)など、人口要件を緩和すること。	厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省	農村地域工業等導入促進法 *合併前の市町村の区域ごとに適用されるよう所要の規定を整備	農村地域工業等導入促進法施行令(H28.3.31)	H28.4.1	産業労働局	無	—	—	—	都において改正が必要になる条例等がないため
6	特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令に基づく届出漁業に係る届出書類の簡素化	特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令に基づく届出漁業について、進達事務の効率化と漁業者の負担軽減を図るため、農林水産大臣に対し「一覧表方式により届出報告が行えるよう見直しを行うとともに届出に係る添付書類のうち、漁船原簿原本を不要とするよう措置すること。	【制度改正の効果】 届出や漁獲成績報告書の提出にあたり、一覧表形式による提出方式を導入し、また、添付書類のうち漁船原簿原本については、県が漁船情報を管理していることから、これを不要とすることで、県の進達事務の効率化と漁業者の負担軽減(漁船原簿原本交付手数料)を図ることができる。 【類似事務の状況】 沿岸くろまぐる漁業は広域漁業調整委員会指示に基づく承認制となっているが、これら承認申請と漁獲成績報告書の提出は、一覧表方式を導入しており、加えて、添付書類となっている漁船原簿原本は省略が可能となるよう措置がなされている。(広域漁業調整委員会は水産庁所管)	農林水産省	漁業法 水産資源保護法 *届出漁業の操業に係る届出書類の簡略化 ①漁船の登録の簿本の提出を廃止 ②都道府県内における届出漁業者をまとめて一覧表の形式で届出を可能に ③小型するめいか釣り漁業及び暫定措置水域沿岸漁業等に係る漁獲成績報告について、一覧表形式で報告を行うことを可能に	①特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令(H28.5.19) ②農林水産省告示第1230号(H28.5.19) ③農林水産省告示第2536号(H28.12.20)	①・② H28.5.19 ③ H28.12.20	産業労働局	無	—	—	—	都において改正が必要になる条例等がないため
7	「持続性の高い農業生産方式に係る技術」の認定要件の見直し	エコファーマーの認定対象となる持続性の高い農業生産方式の技術について、新たな農業技術の進展に合わせ、規定技術を追加するなど認定要件の見直し(施行規則の改正)を提案する。	【提案理由、規制緩和の必要性】 エコファーマーの認定対象となる「持続性の高い農業生産方式の技術」は、現在、3区分17技術(有機質資材施用技術、化学肥料低減技術、化学合成農業低減技術の3区分)が規定されている(持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行規則第1条)。 しかし近年、「食の安全」や「食の多様化」が求められる中、本県では、環境にやさしい農業の普及拡大を進めているところであり、エコファーマーをはじめ、有機農産物や特別栽培農産物などの栽培に取り組み農業者も増えつつあり、化学合成農業を使用しない又は削減した病虫害防除・被害軽減技術が実践されているなど、規定の技術以外の技術が普及定着している。 このため、エコファーマーの認定対象となる農業生産方式の技術について、農業技術の進展に合わせ、規定技術を追加するなど認定要件の見直しを行う必要がある。 なお、化学合成農業低減技術については、平成18年と19年以降は見直されている。	農林水産省	持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律 *持続性の高い農業生産方式に関わる技術の追加	持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行規則(H28.3.30)	H28.3.30	産業労働局	無	—	—	—	都において改正が必要になる条例等がないため

「地方からの提案等に関する対応方針」に係る都の対応

No.	地方からの提案内容等			移譲される事務・権限又は義務付け・枠付けが見直された事務等				法改正等に伴う都の対応					都の対応不要の理由
	提案事項	提案（求める措置）の具体的内容	提案（求める措置）の理由、必要性等	府省名	法律等 *改正内容	関係省令等 (公布日)	施行期日	担当局等	法施行に伴う 都の対応の有無	改正等の対象	内容	施行月	
8	農地中間管理事業に係る事務手続きの簡素化	・農用地利用配分計画の認可申請に係る添付資料について、認定農業者及び認定就農者については計画認定書の写しのみとし、併せて土地の登記事項証明書は、農地台帳の写しに代替する。 ・市町村による農用地利用配分計画の作成については、農業者等による協議の結果を重視し、農用地利用配分計画の縦覧を廃止する。 ・機構が貸し付けた農用地については、農用地等の利用状況の報告等を廃止する。 ・機構の農地中間管理事業に係る業務委託について、都道府県知事の承認を廃止する。	【制度改正の必要性】 農地中間管理事業については、従来事業に比べ手続きが煩雑で、担い手への権利設定までに多くの時間を要している。また、機構から市町等への業務委託に際しては、県の承認を要するなど非効率的である。そのため、事務を簡素化することで、事業の推進を図る。	農林水産省	農地中間管理事業の推進に関する法律 *農用地利用配分計画へ添付する全部事項証明書を廃止	農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則(H28.3.28)	H28.4.1	産業労働局	無	—	—	—	都において改正が必要になる条例等がないため
9	都市公園にかかる占有期間の設定の条例委任	都市公園法施行令第十四条第三号の「第十二条第十号に掲げるものについては、六月」の規定を、「第十二条第十号に定めるものについては、地方公共団体が条例で定める期間」に改める等。法律が定める10年以内の期間を条例により設定できるよう改正された。	【制度改正の必要性】 市の事務においては、自治会の自主防災用の看板、倉庫など地域住民が利用する施設や地区スポーツ団体の用具庫等は、法第七条第六号の物件として令第十四条第四号の適用を行っているが、地縁団体や地区スポーツ団体にとっては、1年に4度申請手続きを行う事務的な負担感強く、事前相談は多数あるものの、実際の制度利用は低調となっている。本市では現在、街区公園等周辺住民の利用頻度が特に高い公園について、より地縁団体や地区スポーツ団体の利用を円滑ならしめるよう都市公園条例の改正を検討しているが、改正により条例で定める物件として規定した上で、第十四条第三号の適用により許可期間は六か月以内と短期であるため、これまでも同じ理由で制度利用が進まないおそれがある。	国土交通省	都市公園法 *条例で定める仮設の物件等に係る占有期間を延長	都市公園法施行令(H28.12.26)	H29.1.15	建設局	有	審査基準	施行令改正に沿って、占有許可の審査基準を改正(許可期間の上限を六月から一年に延長)	H29.1	—
10	駐車場法施行令の見直し	駐車場法施行令では、路外駐車場の構造及び設置に関する技術基準が定められているが、駐車場の配置や立地特性等を勘案した適用除外の取扱いがほぼ認められず、設置基準が一律に改令で定められているため、硬直的な運用をせざるを得ないのが現状であり、地域の実情に応じた設置基準、適用除外の改正を求める。 また、自動車の環境性能の向上等により、基準が過大と懸念される条文もことから、駐車場法施行令の技術基準について、駐車場を取り巻く環境変化等を踏まえた早急な見直しを求める。	【制度改正の必要性】 施行令を適切に運用することにより、逆に駐車場の円滑な出入庫に支障を来していることから、駐車場の配置や周辺状況等を勘案した柔軟な対応ができるよう基準の見直しが必要である。 また、建築物である路外駐車場については近年の車の環境性能の向上を考慮しておらず、事業者に過剰な設備投資を行わせており、基準の検証、改正が必要である。	国土交通省	駐車場法 *路外駐車場に関し、換気装置の基準を緩和	駐車場法施行令(H28.7.15)	H28.8.1	都市整備局	有	東京都建築安全条例	自動車庫等の換気基準を床面積1㎡あたり25㎡/hから14㎡/hに改正	H28.10	—
11	河川法に基づく流水占用料等の徴収方法を条例で定めることとする規制緩和	河川法第32条で政令に委任している流水占用料等の徴収方法を、条例で定めることを可能とする規制緩和	【改正の必要性】 流水占用料の徴収方法を政令ではなく、条例で定めることにより、流水占用等の期間が複数年に及ぶ場合は、希望により全許期間分を一括徴収することを可能とした。これにより、県の行政コスト軽減による行政の効率化と、申請者の負担軽減による住民サービスの向上が実現できる。なお、道路法においては、占用料の額・徴収方法は条例に委任(道路法39条2項)されており、本県では、道路占用料については複数年度にまたがるものを一括徴収することを可能としている。	国土交通省	河川法 *流水占用料等の徴収方法について、条例により複数年度分を一括で徴収することを可能に	河川法施行令(H28.12.2)	H28.12.2	建設局	無	—	—	—	一括徴収を行う予定がないため
12	都市計画の軽易な変更の見直し	都市計画法施行令第14条第1項第2号中「法第18条第3項」の次に「又は法第19条第3項」を追加、又は都市計画法施行規則第13条の2の条文中に同規則第13条各号の条文中を追加することにより、市町村が決定する都市計画の軽易な変更を道府県と同様とし、道路や公園等に関する都市計画の変更を行いやすくする。	都市計画道路施行の際、詳細測量を行なって実施設計を行い、事業認可を得ようとした場合、都市計画決定した線形と事業認可を受けようとする線形がずれてくる場合は都市計画変更をした上で事業認可申請する必要がある。この変更の手続きに時間を要してしまうと、事業予定地に建築物等が建築されてしまう恐れがあり、移転補償が困難になり道路完成の遅延が予想される。また、施工中に地盤状況等により線形変更が必要となった場合、変更手続きに時間を要すると工事期間も長くなり、工事費増大の恐れがある。このようなことから、軽易な変更として手続きの期間を短縮させたい。	国土交通省	都市計画法 *市町村の都市計画変更における軽易な変更とされる事項の追加	都市計画法施行規則(H29.3.31)	H29.3.31	都市整備局	無	—	—	—	区市町村で対応するため
【E】平成28年対応方針による移譲事務・権限													
【a】その他政令等による措置													
1	移動通信用鉄塔整備事業に係る財産処分届出受理権限の移譲	情報通信格差是正事業費補助金交付要綱第20条(補足事項)に定める移動通信用鉄塔施設・設備の財産処分届出の受理権限を都道府県に移譲する。	当該補助金の財産処分の届出の内容は、移動通信サービス対象地域の拡大や、通信の高速化により地域住民等利用者の利便性向上を図るための機器更新に係る財産処分の届出がほとんどで、技術的なチェックを要しないものである。 しかしながら現在は、財産処分に係る届出先が総務省とされているため、都道府県を経由する必要があり、都道府県への申請から総務省の届出受理までに概ね2週間程度の時間を要しており、結果として利用者の利便性向上に時間を要している。(総務省からの届出受理連絡を待って、その旨市町村に通知している) については、届出の受理権限を都道府県に移譲し、申請者(市町村)及び都道府県並びに総務省における事務手続きの簡素化を図り、事務処理期間の短縮、ひいては利用者の利便性向上を図る必要がある。	総務省	移動通信用鉄塔施設整備事業 *一定の範囲の財産処分届出受理権限を希望する都道府県へ移譲	①無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱 ②情報通信格差是正事業費補助金交付要綱 *①、②ともH29.3.30要綱改正	H29.3.30	総務局	無	—	—	—	本改正内容の対応について、条例の改正等は不要のため
【F】平成28年対応方針による義務付け・枠付けの見直し													
【a】第7次地方分権一括法による措置													
1	農業災害補償法の規定により市町村が行う共済事業の義務付けの緩和	農業災害補償法第85条の7で準用する同法第85条第1項の規定により、市町村が共済事業を行う場合に「必須事業」となっている「家畜共済」について、「任意事業」として整理していただきたい。	共済の需要がないもの関わらず、「家畜共済」が必須事業として法律上位置づけられているため、伊丹市農業共済会に「家畜共済」事業に関する規定を設けなければならないため、農業共済関係法令の改正がある毎に同条例の改正を行わなければならないため、従事する職員の事務的負担が生じている。	農林水産省	農業災害補償法 *農業共済事業を行う市町村等に対する家畜共済事業実施の義務付けの緩和	農業災害補償法施行令(H29.7.14)	H29.7.26	産業労働局	無	—	—	—	都において改正が必要になる条例等がないため
2	農業共済保険審査会の必置義務の見直し	農業災害補償法(以下「法」という。)第143条の2の規定により存置されている都道府県農業共済保険審査会(以下「審査会」という。)について、審査事業が発生した場合など、都道府県の判断により必要に応じて設置できるよう必置義務を見直ししてほしい。	都道府県農業共済保険審査会規程第5条の規定により、審査会の委員の任期が3年と定められているため、任期満了に伴う委嘱替えの際、審査会の開催が殆ど見込まれないにも拘わらず委員に就任依頼の説明などを行う必要があるほか、委員からは開催の目的がない審議会の委員に就任する必要性を問われるなど、苦慮している状況である。	農林水産省	農業災害補償法 *農業共済組合連合会がない都道府県における都道府県農業共済保険審査会の必置義務の見直し	—	H29.4.26	産業労働局	無	—	—	—	都において改正が必要になる条例等がないため
3	地域森林計画に係る農林水産大臣の協議、同意の廃止	都道府県が定める地域森林計画に係る農林水産大臣の協議、同意を廃止すべき。	【制度改正の必要性】 森林法第6条第5項の規定による大臣協議、同意については、全国的な政策目標を定めている全国森林計画における伐採立木材積、造林面積、間伐立木材積、保安林整備の計画量について、林野庁が算出した割当量を都道府県に強いるシステムとなっており、県が森林計画区の実情に基づく計画量を掲げることが困難となっている。協議については、技術的助言の機会として許容できるが、同意規定については廃止すべきである。	農林水産省	森林法 *都道府県による地域森林計画における森林施策の合理化に関する事項の変更等に係る国への協議を届出に見直し	森林法施行規則(H29.7.26)	H29.7.26	産業労働局	無	—	—	—	都において改正が必要になる条例等がないため

「地方からの提案等に関する対応方針」に係る都の対応

No.	地方からの提案内容等			移譲される事務・権限又は義務付け・枠付けが見直された事務等				法改正等に伴う都の対応				都の対応不要の理由	
	提案事項	提案（求める措置）の 具体的内容	提案（求める措置）の理由、必要性等	府省名	法律等 *改正内容	関係省令等 (公布日)	施行期日	担当局等	法施行に伴う 都の対応の有無	改正等の対象	内容		施行月
4	国土利用計画法に基づく土地利用基本計画策定の見直し	国土利用計画法に基づく府県の土地利用基本計画について、策定義務や策定に係る国の事前協議を見直すことを求める。	【制度改正の必要性】 国土利用計画法に基づく土地利用基本計画の策定・変更に当たって実施する事前協議については、「国の土地利用に係る施策をも拘束するもの」で「国の政策との関係で調整を行う必要がある」、「国との調整は、異なる土地利用相互間でどのような土地利用が適当かを総合的な観点から協議するもの」とのことであるが、国において一定の指針を示し、その範囲内での策定・変更とすることで足りるものである。地方の自主性・主体性を尊重し、地方の自己責任による計画策定とするためにも、協議事項とせず、事後報告等とすべきである。現在、土地利用基本計画については、昨年の提案募集を受け、「運用の実態を把握した上で論点を整理し、必要な措置を講ずる」とされ、制度の運用の見直しを進められようとしているが、地域の実情に応じ、地域の特性を生かすため、地方公共団体の自主的かつ主体的に取り組む、“地方創生時代の体系へ”運用の見直しをすべきである。	国土交通省	国土利用計画法 * 都道府県による土地利用基本計画の策定・変更に係る国への協議を意見聴取に見直し	—	H29.4.26	都市整備局	有	東京都土地利用基本計画管理要綱	国土交通大臣との事前協議と協議に係る部分を意見聴取に 改定	H29.9	—
5	マイナンバー制度における情報連携(庁外連携)に関する要件緩和(法定事務における入手可能な特定個人情報に関する事務に即して拡大)	マイナンバー制度における情報連携(庁外連携)に関し、法定事務における入手可能な特定個人情報を実際の事務処理に即して対象拡大する(特別支援学校への就学支援のため必要な経費の支弁に関する事務の申請において、生活保護受給者情報も入手可能とする)	特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務の申請において、添付書類の省略を図るためマイナンバーを利用した情報連携を行う場合、市町村から入手できる特定個人情報、地方税関係情報又は住民票関係情報に限られる。 当該事務の申請に当たり、生活保護受給者については、それを証する書類の提出が必要。しかし、当該事務において、生活保護受給情報は情報連携の対象ではないため、生活保護受給証明書を添付する必要があり、住民サービスの向上が期待できない。	内閣府 総務省 文部科学省 厚生労働省	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 * 特別支援学校への就学のための経費支弁事務におけるマイナンバー制度による情報連携の項目追加	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(H29.7.14)	H29.4.26	総務局 教育庁	有	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例	個人番号及び特定個人情報の利用範囲について、「生活保護法による保護に関する情報であって規則で定めるもの」を追記	H29.10	—
6	公営住宅建替事業の施行要件の緩和	公営住宅の建替えに伴う団地の集約化や廃止を計画的かつ円滑に行うため、公営住宅法第2条第15号の「現地要件」を緩和し、非現地で法定建替事業が行えるよう法改正を行うこと。	【制度改正の必要性】 再編整備の前提となる公営住宅の建替事業を法定建替えとして実施するには、公営住宅法第2条第15号により現地要件を満たすことが必要である。法定建替えでは入居者に対して法に基づく明渡請求を行うことができるが、任意建替えではできない。 本県では、平成37年次までに10団地を用途廃止し、中・大規模団地へ集約する目標値を設定しており、厳しい財政状況の中で、再編整備を効果的かつ効率よく推進するためには、非現地で建替えを法定建替えとして実施できるような現地要件を緩和することが必要である。	国土交通省	公営住宅法 * 公営住宅建替事業における現地建替要件の緩和	公営住宅法施行規則(H29.7.26)	H29.7.26	都市整備局	無	—	—	—	本改正内容の対応について、条例の改正等は不要のため
7	公営住宅の明渡し請求に係る収入基準の条例委任	入居収入基準を超える高額の収入として定められている(令第9条第1項)収入基準を、事業主体が条例で定めるように改正	【制度改正の必要性】 入居者資格を有して公営住宅への入居を希望しながら入居できない低所得者がいる一方で、収入超過者が入居し続け、その公平性、的確性に問題が生じている。したがって、入居待機者数、住宅確保のしやすさや空き家状況など地域の実情に合った高額所得者の収入基準設定が必要と考える。	国土交通省	公営住宅法 * 公営住宅の明渡し請求の対象となる高額所得者の収入基準を条例で定めることを可能とする	公営住宅法施行規則(H29.7.26)	H29.7.26	都市整備局	無	—	—	—	現行基準の変更の予定がないため

【b】個別法による措置

1	農村地域工業等導入促進法第2条第2項に規定する「工業等」の弾力的な運用	農村地域工業等導入促進法第2条第2項に規定する、農村地域に導入する工業等の業種について、社会経済情勢や地域の実情に応じて弾力的に運用できるようにすること	地域再生法の改正により、整備後5年以上工場等に供されていない遊休工場用地については、特別により農工法第2条2項で定める業種以外の産業用に供することができるようになったが、未整備地や整備後5年未満の工場用地についてはその特例が適用されない。 本県においては、実際に昨年度に農工団地への参入を希望した業者は6業者があったが、農工法で定める業種ではないため、また、整備後あるいは工場撤退後5年未満の用地であったため、地域再生法の特例を受けられず、工場立地を断念し、結果、遊休工場用地の解消に至らなかった例がある。	厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省	—	—	H29.7.24	産業労働局	無	—	—	—	都において改正が必要になる条例等がないため
2	生産緑地地区指定の面積要件の緩和	自己都合によらず現行の生産緑地地区の面積要件を満たさなくなった場合でも、生産緑地地区としての優遇措置を受けられるよう、下限面積や解除要件の緩和・条例委任等、地域の実情を考慮した特例の設定	平成27年4月に都市農業振興基本法が成立、平成28年5月に策定された都市農業振興基本計画においても、生産緑地に関し、500㎡未満の農地やいわゆる「道連れ解除」への対応の必要性が明記されるなど、都市農業の振興、多面的機能の発揮が求められている。	国土交通省	生産緑地法(昭49法68) * 生産緑地地区の規模要件の緩和	生産緑地法施行令(H29.6.14)	H29.6.15	都市整備局 産業労働局	無	—	—	—	区市町村で対応する内容のため

【c】政令・省令による措置

1	支給認定証の任意交付	子ども・子育て支援新制度における支給認定証の交付を、保護者が希望する場合に限る任意交付制度に改める。	子ども・子育て支援新制度における支給認定証は、現在、すべての申請者(保護者)に交付している。しかし、現場において、保護者が支給認定証を使用する場面は非常に少ない。例えば、幼稚園を利用する1号認定児は、ほとんどの場合同じ幼稚園を3年間利用しており、支給認定証を保護者が使う機会はずすまい。また、2号・3号認定児も、保護者と事業者の関係が密であるために、実情の把握は自治体より事業者の方が早いなど、支給認定証を保護者に交付する必要性が極めて低い。 また、子ども・子育て支援法第23条の規定により、支給認定証は支給認定内容が変更となるたびに回収、交付等が必要である。支給認定の変更の際、保護者は変更前の支給認定証を返還する必要があるが、その使用頻度の少なさから、保護者が変更前の認定証を紛失している場合も多い。 更に、支給認定の変更の際には、自治体の実態把握と実情でタイムラグが生じてしまい、変更後の支給認定証の交付を待たぬまま自治体と事業者側で調整を行うことになる。結局、追認後に交付となり、ここでも支給認定証の存在する意味が薄い。 つまり、支給認定証の交付は保護者が必要とする場合は交付するという任意交付の制度としてほしい。	内閣府 文部科学省 厚生労働省	子ども・子育て支援法 * 子どものための教育・保育給付認定の際の支給認定証を任意交付化	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(H29.3.28) 子ども・子育て支援法施行規則(H29.3.28)	H29.4.1	福祉保健局	無	—	—	—	都において改正が必要になる条例等がないため
2	国民健康保険の高額療養費の請求に際しての手続きの簡素化	国民健康保険の高額療養費の請求に際し、70歳から74歳までの前期高齢者については、後期高齢者医療保険と自己負担療養費の差がないことから、後期高齢者医療保険の高額療養費と同様に一度申請すれば、その後は申請がなくても高額療養費が支給されるよう手続きを簡素化する。	同様の償還制度を持ちながら、国民健康保険と後期高齢者医療保険とで取り扱いが異なっており、後期高齢者と比較して、70歳から74歳の前期高齢者は、申請する月毎に領収書をまとめ、市に提出しなければならず煩雑な手続きが必要となっているため、大きな負担となっている。	厚生労働省	国民健康保険法 * 70歳から74歳までの被保険者の高額療養費支給申請手続を市町村の判断により簡素化	国民健康保険法施行規則(H29.3.31)	H29.3.31	福祉保健局	無	—	—	—	区市町村で対応する内容のため

「地方からの提案等に関する対応方針」に係る都の対応

No.	地方からの提案内容等			移譲される事務・権限又は義務付け・枠付けが見直された事務等				法改正等に伴う都の対応					都の対応不要の理由
	提案事項	提案（求める措置）の 具体的内容	提案（求める措置）の理由、必要性等	府省名	法律等 *改正内容	関係省令等 （公布日）	施行期日	担当局等	法施行に伴う 都の対応の有無	改正等の対象	内容	施行月	
3	国定公園における一定の工作物の建築にかかる環境大臣との協議の廃止	国定公園の特別地域内において、一定の要件（高さが50メートル又はその地上部分の容積が30,000立法メートル超）を超える工作物新築、改築又は増築にかかる許可の際に必要な環境大臣との協議の廃止	シカによる生態系への被害が深刻化し、防護柵等の設置が急務であることから、スピーディな対応が望まれる。 しかし、許可に当たって環境大臣との協議を要することについて、処理期間が2～3ヶ月程度かかる場合があるなど、事務処理に時間を要しており、国定公園の適正な環境保全や迅速な対応に支障を来している。 さらに、環境大臣との協議は現地確認を伴わない書類審査であることから、県の意見に疑義を示されることがほとんど無い状況であり、形骸化した手続となっている。	環境省	自然公園法 * 国定公園における大規模な工作物の新築等の許可に係る大臣協議を廃止	自然公園法施行規則 (H29.3.23)	H29.3.23	環境局	無	—	—	—	都において改正が必要になる条例等がないため
4	国営土地改良造成施設の改築等申請の県経由の廃止	国営土地改良事業によって造成された土地改良施設を、土地改良区や市町村が管理受託している場合において、管理受託者は、土地改良法施行令第59条（他目的使用等）及び同61条（改築、追加工事等）の申請をすることができる。その際の申請は、同69条により、当該申請に係る土地改良財産の所在地を管轄する都道府県知事を経由しなければならない。 また、原因者工事や区分地上権設定地における工事協議も、通知等により同様に扱っているが、これらについて都道府県を経由せず、管理受託者が直接、国に申請等できるようにすること。	承認は、いずれも国が管理受託者に対して行うものであり、当該申請等の内容は都道府県で審査できない。 また、県で添付書類の有無を確認しているが、承認の際の判断材料として国が求めている書類については、案件によって厳密に求めるべきか否か、国でなければ判断できない場合が多く、都道府県を経由する意義は実情としては乏しい。 なお、上記他目的使用等の状況は、土地改良法第132条第1項に基づいて行われる土地改良区検査等によって、都道府県においても十分把握できる状況である。 さらに、県を経由するため、申請書等が国に届くまでに、ほとんどの案件で、申請日から概ね2週間程度経過することとなり、国の承認事務等の遅延の一因となっていると考えられることから、県業務の煩雑化と国業務の非効率性を生ぜしめている都道府県経由制度を廃止するべきである。	農林水産省	土地改良法 * 土地改良財産の他目的使用及び改築・追加工事の申請に係る都道府県経由事務を廃止	土地改良法施行令 (H29.9.25)	H29.9.25	産業労働局	無	—	—	—	都において改正が必要になる条例等がないため